

令和7年度 特定分野に特異な才能のある児童生徒への支援の推進事業 採択団体について

1. 事業の趣旨

特定分野に特異な才能のある児童生徒（以下「特異な才能のある児童生徒」という。）は、その才能や認知・発達の特性等がゆえに、学習上・学校生活上の困難を抱えることがあると指摘されている。しかし、これまで我が国の学校において、特異な才能のある児童生徒を念頭においた支援の取組は十分に行われてこなかった。

このため、本事業では、こうした児童生徒への支援方策を開発し推進するため、多様性を認め合う個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実の一環として、2.（1）～（3）に掲げる特異な才能のある児童生徒に対する支援に関する取組を実施するものとする。

2. 事業内容

（1）学校と連携した学習・支援プログラムの提供及び評価の在り方に関する実証研究

特定分野に特異な才能のある児童生徒が、その特性に応じた学びを継続的かつ持続可能な形で行うことができるよう、学校外の団体と学校が連携して、教育課程に位置付けることができる学習・支援プログラムの在り方及び学習効果の評価の在り方等について研究開発を実施する。

（2）学校と連携した地域単位の相談支援体制の構築等に関する実証研究

特定分野に特異な才能のある児童生徒やその保護者及び学校の教職員に対する相談支援を、地域単位で、学校と教育委員会及び相談支援に係る専門家・団体が連携して実施し、実践事例を蓄積し、地域目的での日常的・継続的な支援体制の構築を図る。

（3）全国単位の相談支援体制の構築等に関する実証研究

特定分野に特異な才能のある児童生徒に対して、児童生徒に応じた学びへアクセラしやすくなるよう、その特性に応じたプログラム等の情報提供や当該児童生徒の才能・特性の理解者となる人材の照会を行うなど、地域を超えた学びへの接続を図る。

3. 採択団体

（1）学校と連携した学習・支援プログラムの提供及びあり方に関する実証研究

- 国立大学法人愛媛大学
- 国立大学法人東京学芸大学
- 長野県教育委員会

（2）学校と連携した地域単位の相談支援体制の構築等に関する実証研究

- 京都府教育委員会

（3）全国単位の相談体制の構築等に関する実証研究

- 国立大学法人愛媛大学